

◆入学検定料及び入学者に対する授業料に係わる特例措置について

学校法人 高千穂学園
高 千 穂 大 学

学校法人高千穂学園高千穂大学では、激甚災害で被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、以下の通り特例措置を講じます。

(1) 対象者

本学受験者の内、本年度内に災害救助法及び激甚災害法の適用を受けた地域にお住まいで被災した方

(2) 入学検定料に係る特例措置

(1) に該当する受験者に対し、全入学試験の入学検定料を免除致します。
入学検定料免除を希望する受験者は出願書類にあわせて、罹災証明書あるいは、避難されていることの事実を証明できる公的書類を入試広報部入試課に提出してください。

(3) 入学者に対する授業料に係る特例措置

(2) に該当する入学者に対し、以下の通り春学期授業料を減免致します。

家屋全壊	入学年度春学期授業料の全額免除
家屋大規模半壊～半壊	入学年度春学期授業料の半額免除
家屋準半壊～一部損壊	入学年度春学期授業料より 3 万円減免
避難指示区域居住者	入学年度春学期授業料より半額免除

※家屋については、主たる家計支持者が所有する自宅家屋を指します。

※上記の授業料減免については (2) における書類に基づき、対象となる入学者に対し実施致しますので、個別の申請手続きは不要です。

本件に関するお問い合わせは 総務部 総務課 にてお受け致します。

TEL: 03(3313)0141 e-mail: somu@takachiho.ac.jp